

無形文化遺産の保護に関する第11回政府間委員会の概要と課題

二 神 葉 子

1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（略称：無形文化遺産保護条約）の締約国は、2017年3月5日現在、172カ国¹⁾を数える。世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（略称：世界遺産条約）の締約国193カ国にはまだ及ばないものの、広範に認知されている条約であるといえる。この、代表一覧表への記載をはじめとした無形文化遺産保護条約の履行に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（以下、政府間委員会）」で、現在までに11回が開催されている。ここでは、2016年12月に開催された第11回政府間委員会について、議論から見出された課題について述べる。筆者はこれまで、政府間委員会に参加したうえでその議論の動向について報告を行ってきた。しかし、今回については外務省からの安全確保要請に基づき参加を中止したことから、会議音声のライブストリーミング中継を主に利用して本稿を作成した。ただし、中継された会議音声は品質が悪く、また頻繁に途切れたため、報告は従来よりも簡略な内容にとどめた。

2. 無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会

無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会は、2016年11月28日～12月2日、アフリカ経済委員会会議センター（アジスアベバ、エチオピア）で開催された。議長はエチオピアの文化大臣であるMr. Yonas Desta Tsegaye、委員国の中からUNESCOの選挙グループ（地域区分）ごとに1カ国ずつ²⁾が選ばれる副議長国はトルコ、ブルガリア、セントルシア、韓国、アルジェリアである。全ての議事を記録・報告するラボラトールはMr. Murat Soğangöz（トルコ）が務めた。政府間委員会で議決権のある委員国は、締約国総会で全締約国の中から24カ国が選ばれる。任期は4年間で、隔年（西暦の下1桁が偶数の年）で開催される締約国総会で半数が改選される。

グループ I（西欧および北米地域）：オーストリア、キプロス、トルコ

グループ II（中・東欧地域）：アルメニア、ブルガリア、ハンガリー

グループ III（ラテンアメリカ・カリブ地域）：コロンビア、キューバ、グアテマラ、セントルシア

グループ IV（アジア太平洋地域）：アフガニスタン、インド、モンゴル、フィリピン、韓国

グループ V(a)（アフリカ地域³⁾）：コンゴ、コートジボワール、エチオピア、モーリシャス、セネガル、ザンビア

グループ V(b)（アラブ地域）：アルジェリア、レバノン、パレスチナ

下線部は、2016年の第6回締約国総会で選出され、今回の政府間委員会から新たに委員国として参加した締約国である。これら新規の委員国の存在が、議論の動向に影響を与えることとなった。

第11回政府間委員会の議題は表1に示す20件である。ここではこれらの議題のうち、議題10の評価機関の活動に関する議論を中心に概要を記載する。

表1 無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1	Opening (開会)
2	Adoption of the agenda (議事の採択)
3	Admission of observers (オブザーバーの承認)
4	Adoption of the summary records of the tenth session of the Committee (第10回政府間委員会議事録等の採択)
-	Report of the Chairperson of the Committee on the Bureau activities (ビューローの活動についての議長報告)
-	Report of the Non-Governmental Organizations Forum (NGO フォーラムの報告)
5	Report by the Secretariat on its activities (事務局の活動報告)
6	Voluntary supplementary contributions to the Intangible Cultural Heritage Fund (無形文化遺産基金への自発的な追加的貢献)
7	Follow-up to the recommendations of the External Auditor's 'Report on the governance of UNESCO and dependent funds, programmes and entities' (Document 38C/23) (外部監査の勧告「UNESCOのガバナンスと従属する基金、プログラム及び組織に関する報告」のフォローアップ (文書38C/23))
8	Clarification on the decision making process concerning inscription, selection, or approval, of nominations, proposals and requests (提案の記載、提案の選定もしくは要請への同意に関する意思決定過程の明確化)
9.a	Examination of the reports of States Parties on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (条約履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議)
9.b	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議)
9.c	Reports of States Parties on the use of international assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund (無形文化遺産基金からの国際的援助の使用に関する報告審議)
10	Report of the Evaluation Body on its work in 2016 (評価機関の2016年における業務の報告)
10.a	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載への提案審議)
10.b	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (代表一覧表への提案審議)
10.c	Examination of proposals to the Register of Best Safeguarding Practices (保護のベスト・プラクティスの登録への提案の審議)
11	Establishment of the Evaluation Body for the 2017 cycle (2017年サイクルでの評価機関の設置)
12	Number of files submitted for the 2017 cycle and number of files that can be treated in the 2018 and 2019 cycles (2017年サイクルに提出された提案書の件数、2018年及び2019年サイクルで取り扱う提案書の件数)
13	Reflection on the transfer of an element from one List to the other and the removal of an element from a List (案件のある一覧表から別の一覧表への移動及び案件の一覧表からの削除に関する反映)
14	Preliminary expert meeting on developing an overall results framework for the Convention (条約の全体的な成果の枠組みの作成に関する予備的専門家会議)
15	Intangible Cultural Heritage in emergencies (緊急事態における無形文化遺産)
16	Date and venue of the twelfth session of the Committee (第12回委員会開催時期及び場所)
17	Election of the members of the Bureau of the twelfth session of the Committee (第12回委員会ビューローメンバー選出)
18	Other business (その他)
19	Adoption of the list of decisions (決議の採択)
20	Closure (閉会)

2-1 評価機関の活動（議題10）

緊急保護一覧表及び代表一覧表記載への提案、ベスト・プラクティス、及び100,000米ドルを超える国際的援助の要請の評価の任にあたるのが評価機関（Evaluation Body）である。この評価機関は、さまざまな分野の無形文化遺産の専門家により構成され、6名はUNESCOの各選挙グループから1名ずつの委員国以外の締約国、6名はやはり各選挙グループから各1団体の認定NGOの専門家とされる。第11回政府間委員会での審議に向けての評価機関の議長は、アジア太平洋地域から選出された岩崎まさみ氏（日本）、副議長をMr. Eivind Falk（Norwegian Crafts Institute）、ラポラトゥールはMr. John De Coninck（the Cross-Cultural Foundation of Uganda）が務めた。なお、岩崎氏は政府間委員会には不参加であったため、当日の審議においては副議長が代理を務めた。第11回政府間委員会の評価機関は以下の6名の専門家及び認定NGO6団体からなる（下線は今回からの新任者・団体）。

委員国以外の締約国の専門家 (Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee)

選挙グループ I（西欧・北米）：Ms. Amélia Maria de Melo Frazão Moreira (Portugal)

選挙グループ II（東欧）：Ms. Saša Srećković (Serbia)

選挙グループ III（ラテンアメリカ・カリブ）：Mr. Victor Rago (Bolivarian Republic of Venezuela)

選挙グループ IV（アジア太平洋）：岩崎まさみ (Ms. Masami Iwasaki) (Japan)

選挙グループ V(a)（アフリカ）：Mr. John Moogi Omare (Kenya)

選挙グループ V(b)（アラブ）：Mr. Ahmed Skounti (Morocco)

認定NGO (Accredited non-governmental organizations)

選挙グループ I：Norsk Håndverksinstitutt / Norwegian Crafts Institute

選挙グループ II：Czech Ethnological Society

選挙グループ III：Associação dos Amigos da Arte Popular Brasileira – Museu Casa do Pontal /
Association of Friends of Brazilian Folk Art – Casa do Pontal Museum

選挙グループ IV：中国民俗学会 / China Folklore Society (CFS)

選挙グループ V(a)：The Cross-Cultural Foundation of Uganda (CCFU)

選挙グループ V(b)：The Syria Trust for Development

1回の政府間委員会における提案書の審議件数に対しては、2013年の第8回政府間委員会で代表一覧表、緊急保護一覧表、ベスト・プラクティス、国際的援助の合計で50件とする上限が設定されている。2016年の第11回政府間委員会での審議に関しては、2015年3月31日の締め切りまでに提出された提案書に対し、50件の審議対象案件を選ぶために次に示す優先順位が設けられた。まず、2015年サイクルでの検討のために提案書を提出したものの、50件の上限によって検討対象外となった11カ国（ベルギー、中国、クロアチア、フランス、インド、日本、メキシコ、韓国、スペイン、トルコ、ベトナム）の提案書が最優先で審議案件対象となった。次いで、優先度[i]として代表一覧表もしくは緊急保護一覧表への記載、ベスト・プラクティスへの選定、25,000米ドルを超える国際的支援の承認のいずれの経験も有しない締約国からの提案（12件）及び緊急保護一覧表への記載提案（6件）、優先度

[ii]として複数国による提案で優先度[i]に該当しないもの（3件）、及び優先度[iii]としてこれまでに記載、選定あるいは承認された案件が所定の件数（今回は3件⁴⁾）を超えない締約国からの提案（19件）である。優先度[iii]について6カ国が、記載等案件が3件という等しい優先度であったため、公平を期すため事務局がいずれも審議対象としたことから、審議対象案件はいったん51件となった。しかし、審議対象とされた51件の提案書のうち、1件は技術的な問題が解決せず評価機関に送付できなかったため、最終的に、第11回政府間委員会での評価機関の検討対象とされた提案書は50件となった。一方、12カ国（アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、インドネシア、イラン、イタリア、モンゴル、モロッコ、ペルー）は提案書を提出したものの、これらの優先順位に該当せず、2016年の検討の対象外となった。なお、これらの国は2年のサイクルの間で少なくとも1件の提案書を審議対象とできるとの決定⁵⁾に基づき、2017年には最優先で提案書が審議対象となる。

緊急保護一覧表への記載（議題10.a）へは6件が提案され、うち記載は4（勧告4）件、情報照会1（勧告2）件、不記載0（勧告0）件、審議前に取り下げた提案は1件であった。また、今回から政府間委員会での審議の対象となる国際的援助の要請額の下限が、これまでの25,000米ドルから100,000米ドルを超える額に引き上げられた。この国際的援助については、緊急保護一覧表への記載に向けて提案書が提出されたチャペイ・ダン・ヴェン（カンボジア）に関して同時に要請が行われ、勧告の通り承認された。

代表一覧表への記載（議題10.b）については、検討の対象となった37件のうち、記載33（勧告18）件、情報照会4（勧告19）件で、不記載は勧告、決議ともなかった。情報照会勧告を受けた提案19件のうち15件は、政府間委員会での審議を経て記載を決議されている。このことについては後述する。ベスト・プラクティス選定への提案（議題10.c）については、今回は提案がなかったが、今回は提案された7件のうち承認が5（勧告3）件、情報照会1（勧告2）件、不承認1（勧告2）件となった。情報照会勧告の2件の提案のうち1件、不承認勧告2件のうち1件の提案が承認されている。

以上の議題10で扱われた案件は表2-1～3のとおりで、評価機関の勧告と政府間委員会での決議をあわせて示す。日本からの提案案件を除き、案件名の和訳は筆者による仮訳である。固有名詞や現地の言語による表記など、わかりにくいと思われる言葉にはアスタリスク（*）を付して注釈を加えた。各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や動画も含め、UNESCOの第11回政府間委員会関連ウェブサイト（<http://www.unesco.org/culture/ich/en/11com>）で閲覧可能である。

表2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件（6件）

決議案番号	締約国	案件名称	提案書No.	勧告	決議
11.COM 10.a.1	ボツワナ	The use of Moropa wa Bojale ba Bakgatla ba Kgafela and its associated practices (バクガトラ・バ・クガフェラにおけるモロパ・ワ・ボジャレ*の使用および関連の実践) *ボジャレ(女の子の通過儀礼)で文化や成人について学ぶ音楽や踊りで鳴らされる太鼓	1183	情報照会	情報照会
11.COM 10.a.2	ケニア	Rituals and practices associated with Kit Mikayi Shrine (キット・ミカイ神殿関連の儀式と実践)	1180	情報照会	取り下げ

11.COM 10.a.3	ポルトガル	Bisalhães black pottery manufacturing process (ビスリヤーエス黒陶の制作過程)	1199	記載	記載
11.COM 10.a.4	ウガンダ	Ma'di bowl lyre music and dance (マディの人々によるボウルリラ*の音楽および舞踊) *深皿のような胴に放射状に弦を張った弦楽器	1187	記載	記載
11.COM 10.a.5	ウクライナ	Cossack's songs of Dnipropetrovsk Region (ドニプロペトロフスク地方のコサックの歌)	1194	記載	記載
11.COM 10.a.6	カンボジア	Chapei Dang Veng (チャペイ・ダン・ヴェン*) *カンボジアの人々の生活や伝統、宗教に深く関連した音楽伝統	1165	記載	記載
			記載	4	4
			情報照会	2	1
			不記載	0	0
			取下げ	-	1
			合計	6	6

各案件の提案書及び添付資料 URL <http://www.unesco.org/culture/ich/en/10a-urgent-safeguarding-list-00890>

表 2-2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件 (37件)

決議案番号	締約国	案件名称	提案書 No.	勧告	決議
11.COM 10.b.1	アフガニスタン、アゼルバイジャン、インド、イラン、イラク、カザフスタン、キルギス、パキスタン、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン	Nawrouz, Novruz, Nowrouz, Nowrouz, Nawrouz, Nauruz, Nooruz, Nowruz, Navruz, Nevruz, Nowruz, Navruz (ナウロズ、ノウルズ、ノウロズ、ナウロズ、ナウリズ、ノオルズ、ノウルズ、ナヴルズ、ネヴルズ、ノウルズ、ナヴルズ*) *いずれも「新年」	01161	記載	記載
11.COM 10.b.2	アゼルバイジャン、イラン、カザフスタン、キルギス、トルコ	Flatbread making and sharing culture: Lavash, Katryma, Jupka, Yufka (平たいパンの製作及び共有の文化: ラヴァシュ、カトリマ、ジュプカ、ユフカ)	01181	記載	記載
11.COM 10.b.3	バングラデシュ	Mangal Shobhajatra on Pahela Baishakh (ハムラ・バイシャク*のマンガル・ショバジャトラ**) *ベンガル暦の新年 **伝統的な行進	01091	情報照会	記載
11.COM 10.b.4	ベラルーシ	Celebration in honor of the Budslaū icon of Our Lady (Budslaū Fest) (ブツラフの聖母のアイコンを称える祝祭 (ブツラフの祭り))	01174	情報照会	情報照会
11.COM 10.b.5	ベルギー	Beer culture in Belgium (ベルギーのビール文化)	01062	記載	記載
11.COM 10.b.6	中国	The Twenty-Four Solar Terms, knowledge in China of time and practices developed through observation of the sun's annual motion (二十四節気—太陽の年間の運行の観測を通じて発達した中国の時刻に関する知識と実践)	00647	記載	記載

11.COM 10.b.7	キューバ	Rumba in Cuba, a festive combination of music and dances and all the practices associated (キューバのルンバ音楽と舞踊及び関連するすべての実践のめでたい組み合わせ)	01185	記載	記載
11.COM 10.b.8	北朝鮮	Ssirum (wrestling) in the Democratic People's Republic of Korea (北朝鮮のシルム (レスリング))	01160	情報照会	情報照会
11.COM 10.b.9	ドミニカ	Music and dance of the merengue in the Dominican Republic (ドミニカのメレンゲの音楽と踊り)	01162	情報照会	記載
11.COM 10.b.10	エジプト	Tahteeb, stick game (タハティーブ棒遊戯)	01189	情報照会	記載
11.COM 10.b.11	エチオピア	Gada system, an indigenous democratic socio-political system of the Oromo (ガダ・システムーオロモ人の土着の民主的な社会政治システム)	01164	情報照会	記載
11.COM 10.b.12	フランス	Carnival of Granville (グランヴィルのカルナヴァール)	01077	記載	記載
11.COM 10.b.13	ジョージア	Living culture of three writing systems of the Georgian alphabet (ジョージアのアルファベットの3種の筆記法に関する生きた文化)	01205	情報照会	記載
11.COM 10.b.14	ドイツ	Idea and practice of organizing shared interests in cooperatives (協同組合)	01200	情報照会	記載
11.COM 10.b.15	UAE、オーストラリア、ベルギー、チェチア、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、カザフスタン、韓国、モンゴル、モロッコ、パキスタン、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、スペイン、シリア	Falconry, a living human heritage (鷹狩り、人類の生きた遺産)	01209	記載	記載
11.COM 10.b.16	ギリシャ	Momoeria, New Year's celebration in eight villages of Kozani area, West Macedonia, Greece (モモエリアーギリシャ、西マケドニアのコザニ地方の8つの村における新年祝賀)	01184	記載	記載
11.COM 10.b.17	インド	Yoga (ヨガ)	01163	情報照会	記載
11.COM 10.b.18	イラク	Khidr Elias feast and its vows (キディル・エリアスの宴と誓い)	01159	情報照会	記載
11.COM 10.b.19	日本	Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan (日本の山・鉦・屋台行事)	01059	記載	記載
11.COM 10.b.20	カザフスタン	Kuresi in Kazakhstan (カザフのクレスィ*) *レスリングのような格闘技	01085	情報照会	記載
11.COM 10.b.21	モーリシャス	Bhojpuri folk songs in Mauritius, Geet-Gawai (モーリシャスのボージュプリー語による民謡ーギート・ガワイ)	01178	記載	記載

11.COM 10.b.22	メキシコ	Charrería, equestrian tradition in Mexico (チャレリアーメキシコの乗馬の伝統)	01108	情報照会	記載
11.COM 10.b.23	ナイジェリア	Argungu international fishing and cultural festival (アルグング国際釣り文化祭り)	00901	情報照会	記載
11.COM 10.b.24	韓国	Culture of Jeju Haenyeo (women divers) (済州島のヘニョ (海女) 文化)	01068	記載	記載
11.COM 10.b.25	ルーマニア	Whitsunday pilgrimage from Șumuleu Ciuc (Csíksomlyó) (スムレウ・チュク (ツィクソムリョ) を起点とする聖霊降臨祭の巡礼)	01120	情報照会	情報照会
11.COM 10.b.26	ルーマニア、モルドバ	Traditional wall-carpet craftsmanship in Romania and the Republic of Moldova (ルーマニアとモルドバの伝統的な壁掛け絨毯の技能)	01167	情報照会	記載
11.COM 10.b.27	サウジアラビア	Almezzar, drumming and dancing with sticks (アル・メズマードラミングおよび棒を持つ踊り)	01011	記載	記載
11.COM 10.b.28	スロバキア、チェキア	Puppetry in Slovakia and Czechia (スロバキアとチェキア*の人形劇) *チェコの新しい英語名	01202	情報照会	記載
11.COM 10.b.29	スロベニア	Škofja Loka passion play (シュコーフィア・ロカのキリスト受難劇)	01203	情報照会	記載
11.COM 10.b.30	スペイン	Valencia Fallas festivity (バレンシアのファリャ*) *火祭り	00859	記載	記載
11.COM 10.b.31	スリランカ	Traditional art of string puppetry in Sri Lanka (スリランカの操り人形の伝統技術)	01171	情報照会	情報照会
11.COM 10.b.32	スイス	Winegrowers' Festival in Vevey (ヴヴェイのワイン生産者の祭り)	01201	記載	記載
11.COM 10.b.33	タジキスタン	Oshi Palav, a traditional meal and its social and cultural contexts in Tajikistan (オシ・パラヴ*—伝統的な料理およびそのタジキスタンにおける社会的・文化的背景) *ピラフ	01191	記載	記載
11.COM 10.b.34	トルコ	Traditional craftsmanship of Çini-making (チニ*制作の伝統技術) *陶器の一種	01058	記載	記載
11.COM 10.b.35	ウズベキスタン	Palov culture and tradition (パロヴ*の文化と伝統) *ピラフ	01166	記載	記載
11.COM 10.b.36	ベネズエラ	Carnival of El Callao, a festive representation of a memory and cultural identity (エル・カヤオのカーニバルー祭りによる記憶と文化の同一性の表現)	01198	情報照会	記載
11.COM 10.b.37	ベトナム	Practices related to the Viet beliefs in the Mother Goddesses of Three Realms (ベトナムの聖母道に関連した実践)	01064	記載	記載
			記 載	18	33
			情報照会	19	4
			不 記 載	0	0
			取 下 げ	-	0
			合 計	37	37

各案件の提案書及び添付資料 URL <http://www.unesco.org/culture/ich/en/10b-representative-list-00891>

表2-3 ベスト・プラクティス提案案件（7件）

決議案番号	締約国	案件名称	提案書No.	勧告	決議
11.COM 10.c.1	アルゼンチン	The Randas of time, a safeguarding model of textile art at El Cercado (時のランダーエル・セルカドにおけるテキスタイル技術の保護モデル)	1212	非選定	非選定
11.COM 10.c.2	オーストリア	Regional Centres for Craftsmanship: a strategy for safeguarding the cultural heritage of traditional handicraft (技能の地域センター：伝統的手工芸文化遺産保護の戦略)	1169	選定	選定
11.COM 10.c.3	ブルガリア	Festival of folklore in Koprivshitsa: a system of practices for heritage presentation and transmission (コプリフシツァの民間伝承に関する祭り：遺産の表現と伝承のための実践システム)	0970	非選定	選定
11.COM 10.c.4	クロアチア	Community project of safeguarding the living culture of Rovinj/Rovigno: the Batana Ecomuseum (ロヴィニ/ロヴィーニョの生きた文化の保護に関するコミュニティのプロジェクト：バタナ・エコミュージアム)	1098	選定	選定
11.COM 10.c.5	フィジー	Cultural mapping, methodology for the safeguarding of iTaukei intangible cultural heritage (文化のマッピングーイタウケイの無形文化遺産の保護のための手法)	1195	情報照会	情報照会
11.COM 10.c.6	ハンガリー	Safeguarding of the folk music heritage by the Kodály concept (コダーイの概念による民俗音楽遺産の保護)	1177	情報照会	選定
11.COM 10.c.7	ノルウェー	Oselvar boat - reframing a traditional learning process of building and use to a modern context (オゼルヴァー・ボート-建造に関する伝統的な習熟過程と現代の状況での利用)	1156	選定	選定
			選定	3	5
			情報照会	2	1
			非選定	2	1
			合計	7	7

各案件の提案書及び添付資料 URL <http://www.unesco.org/culture/ich/en/10c-register-00892>

ここでは、評価機関による評価において記載を勧告され、政府間委員会で記載を決議された案件のいくつかについて取り上げる。

日本からは、前回の政府間委員会では審議件数の上限設定により審議対象から外れた「日本の山・鉾・屋台行事」が提案され、記載を勧告・決議された。決議には、すでに代表一覧表に記載されている案件を拡張する形で再提案したことや、案件に関連する天然資源の持続的な活用を確保するための努力を行っていることについて、締約国を称賛する文言が見られる⁶⁾。同案件については、2011年の東日本大震災で被災したコミュニティが案件をどう活用したか、木材の持続的な利用手段をいかにして実現したかについて提案書に記載されている点を、好ましい事例 (good example) のひとつとして評価機関が指摘している⁷⁾。このほかの代表一覧表に記載済みの案件への追加としては、2010年の第5回政府間委員会で記載、2011年の第7回政府間委員会で関係締約国を追加して記載された「鷹狩り、人類の生きた遺産」について、さらに関係締約国を増やしたうえでの再提案が行われた。今回の

提案では、第7回での記載案件にドイツ、イタリア、カザフスタン、パキスタン、ポルトガルが加わり、代表一覧表への記載が勧告・決議された。また、スイスからの提案「ヴヴェイのワイン生産者の祭り」は、世界遺産一覧表記載資産「ラヴォー地区の葡萄畑 (Lavaux, Vineyard Terrace)」と強く関連づけたもので、無形文化遺産条約及び世界遺産条約の可視性向上が期待されることが、評価機関により指摘されている⁸⁾。

緊急保護一覧表への記載について、国際的援助の要請が同時に行われたカンボジアからの提案案件「チャペイ・ダン・ヴェン」では、前述のとおりいずれに関しても記載・承認された。このように、複数のメカニズムを組み合わせる提案された例は過去に無く、本案件については単一の決議で複数のメカニズムについての記述が併記される状況となっている⁹⁾。評価機関はこのカンボジアからの提案については称賛する一方で、たとえば、いずれか一方のメカニズムで不承認あるいは不記載となった場合など、このような事例の扱いに関するいっそうの検討の必要性を指摘している¹⁰⁾。

2-2 評価機関 (Evaluation Body) の設置 (議題11) および評価機関が扱う提案書の件数 (議題12)

評価機関の構成員の任期は4年を超えてはならない¹¹⁾。しかし、当初の構成員全員の任期を等しく4年とすると、一度に全てを改選しなければならなくなる。そのため、毎年12名の構成員の4分の1ずつが改選されるよう、初めて評価機関が選出された2014年の第9回政府間委員会では、構成員の任期は3名ずつそれぞれ1年、2年、3年及び4年とされ、選出された12名についてくじ引きにより任期が決定された¹²⁾。今回は、任期を2年とされた3名が改選の対象となり、委員国以外の締約国の専門家2名 (選挙グループⅢのMs. Sonia Montecino Aguirre (チリ)、選挙グループⅣのMs. Hien Thi Nguyen (ベトナム))、認定NGO1団体 (選挙グループⅤ(b)のEgyptian Society for Folk Tradition) が選出された (議題11)。

また、2017年の第12回政府間委員会で扱う提案書の件数について、さきに述べたとおり、各締約国は少なくとも2年に1件の提案を検討対象とできることから、第11回政府間委員会での評価対象外となった前述の12件の提案を最優先としたうえ、合計52件とすることが決まった。さらに、2018～2019年サイクルで扱う提案書の総数について、2016年～2017年と同様に年50件を上限とすることとなった (議題12)。

2-3 緊急事態における無形文化遺産 (議題15)

近年、UNESCOが文化面での緊急事態に対応した活動を行う場面が増えてきており、そのための戦略の策定が行われてきた。このことを踏まえ、無形文化遺産条約がUNESCOの文化セクターの一員として、緊急事態に果たす役割のあり方について政府間委員会で議論するため、この議題が提出された。この議題に関する文書ITH/16/11.COM/15は、文化遺産が緊急事態によって影響を受ける場面が増えている一方、回復 (resilience) や復旧 (rehabilitation) のための力にもなっている、という趣旨の記述から始まる。決議案も事務局に対し、緊急事態において無形文化遺産の保護にコミュニティが果たす役割や、無形文化遺産を回復・復旧のためのツールとして活用するための方法についての資料

収集を奨励する内容であった。しかし、議論はもっぱら無形文化遺産の緊急時における脆弱性に関する内容に終始し、また、自国が緊急事態にあると読み取れるような文言を決議に含めようとする一部の委員国の発言のみが目立ち、実質的な議論はほとんど行われなかった。

2-4 第12回政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定（議題16、17）

第12回政府間委員会は韓国が招聘・開催を希望したため、2017年12月4日（月）～12月8日（金）にソウルで開催することが決議された（議題16）。ビューローメンバーは、議長がH.E. Mr. Byong-hyun Lee（韓国）、副議長国がトルコ（グループI）、ブルガリア（グループII）、コロンビア（グループIII）、コートジボワール（グループV(a)）、パレスチナ（グループV(b)）、ラポラトゥールがMr. Gábor Soós（ハンガリー）と決まった（議題17）。

3. 政府間委員会で示された課題

前述したように、今回の政府間委員会の代表一覧表記載提案に関する審議では、評価機関から情報照会勧告を受けた19件の案件のうち、15件が記載決議を受けた。前回の報告¹³⁾において筆者は、評価機関による評価が政府間委員会の審議で覆る事例は、世界遺産委員会に比べればまだ少なく、評価機関を政府間委員会が選出していることで、今のところはその決定を覆すことに対する一定の歯止めがかかっているとの可能性を指摘した。また、政府間委員会では事務局が、世界遺産委員会の作業指針や手続規則と混同して審議を進めようとする委員国に対して、無形文化遺産条約では規則が異なることを繰り返し指摘してきたものの、事務局の責任者の引退に伴い、状況の変化が懸念されるとあわせて述べた。今回、この懸念が現実となる事態が生じている。

代表一覧表や緊急保護一覧表への記載など、評価機関の活動について審議する議題10の開始早々、「審議時間の短縮を図るため、評価機関が記載を勧告した案件に対しては委員国が発言しない」とのビューロー会議¹⁴⁾での決定事項を確認する議長に対し、今回から委員国になったキューバが、発言の機会を奪うことは委員国の権利の制限であると反発した。ビューローは議長、ラポラトゥール及び副議長国で構成されるので、自らの代表が決定・確認した事項を覆すのは理に適うものではないうえ、政府間委員会における委員国の「権力」を強調する威圧的な発言と感じられた。振り返れば、これがすべての始まりであった。今回から新たに委員国となったキューバとパレスチナ、およびインドなどが主導的な役割を果たし、議論の場で関係締約国から得られたとする情報に基づいて、次々に評価機関の勧告を覆していった。中には、関係締約国が情報照会勧告の受け入れを表明した「スムレウ・チュク（ツイクソムリヨ）を起点とする聖霊降臨祭の巡礼」（ルーマニア）を、ハンガリーが強引に記載しようとした事例すらあった。これについては他の委員国の反対で情報照会が決議されたが、記載を主張した理由は、当該案件では満たされていない基準がR.5の1つしかなく、自分たちが勧告を覆した他の案件の事例と矛盾する決議を行うことになるからだという、正直なのか関係締約国からの働きかけ（ロビイング）を隠したいのか意図の読めない発言だが、このような発言が委員国からなされることには啞然とさせられる。このような議論に対し、新たに無形文化遺産条約の事務局の責任者

となったTimothy Curtis¹⁵⁾氏の介入は、決議文で用いられる定型の文言に関する内容など限定的であり、これも、世界遺産条約の事務局である世界遺産センターの「決定を下すのは世界遺産委員会である」との態度を想起させるものであった。

評価機関が提案案件に対し情報照会を勧告した理由は、登録基準を満たすかどうかについて提案書に説明がない、または記述が不十分である、あるいは適切な場所に説明が記載されていない、などというものである。しかし、今回の政府間委員会では、関係締約国からのその場での説明、あるいは委員国が独自に入手した情報に基づき、記載に必要な情報が得られたことを根拠として、委員国が記載を要求していた。端的に言えば、ロビイングの結果に基づくものである。現に、委員国からの発言がなく情報照会勧告がそのまま決議された案件は、北朝鮮などロビイングとは縁遠そうな締約国からの提案であった。

原則と専門性に基づいて評価する評価機関の勧告に対し、委員国にはさまざまな個別の状況を勘案して、決議の形で補正する役割が期待されているのも事実である¹⁶⁾。しかし、評価機関は政府間委員会で選出された専門家集団である。また、提案書の記述のみに基づいて評価を行うことで、評価機関の構成員が個別の案件に関して有する知識の多寡などの外的要因を排除し、評価の公平性を確保する役割があることから、基本的には評価機関の勧告を尊重しなければならないと思われる。たとえば、「キディル・エリアスの宴と誓い」（イラク）の審議で聞かれた、「提案書の文章は劣悪で評価機関の情報照会勧告は正しいが、記載を支持する」というパレスチナの発言は、イラクの困難な状況に配慮したとしても耳を疑うような内容だが、この案件は代表一覧表に記載されている。パレスチナは2011年に世界遺産条約を批准し、世界遺産条約の履行においても、通常の手続きよりも迅速な記載を可能とする「緊急推薦」の枠組みを利用して、2件の資産を世界遺産一覧表に記載した。いずれの資産も、文化遺産の評価を行う諮問機関の国際記念物遺跡会議（ICOMOS）は、緊急性がないとして不記載を勧告したが、多くの委員国の支持により世界遺産委員会で記載決議を得ている。さらに、今回から無形文化遺産保護条約の政府間委員会の委員国になったことで、委員国に与えられた「権力」を十分に行使し、主権国家としての自らの存在を国際社会に示しているものと思われる。

これまでも政府間委員会では、運用指示書（Operational Directives）を作業指針（Operational Guidelines）と呼ぶ、評価機関（Evaluation Body）を諮問機関（Advisory Body）と呼ぶなど、意図せず世界遺産条約の言葉を用いた発言はしばしば聞かれた。政府間委員会で各締約国の代表として発言するのはUNESCO代表部大使であることが多く、無形文化遺産保護条約、世界遺産条約の履行のいずれにも主体的に関与していることからおおむねやむを得ないところである。しかし今回に関しては、評価機関や事務局との「対話不足」、「（会議の場で）締約国から得られた情報への感謝」「作業部会の設置」といった、世界遺産委員会を意図して引き合いに出したと思われる発言が多くなされている。今後、作業部会については、評価機関の意思決定方法に関して、複数の締約国の代表によるアドホック作業部会が結成されるとのことである。このような、締約国や委員国の代表によるアドホック、あるいは全締約国が参加可能なオープンエンドの作業部会による作業指針や予算に関する検討は、世界遺産条約では毎年のように行われる。しかし、無形文化遺産保護条約では、これまでも運用指示書改訂の検討などにあたって提案されたことはあるが、世界遺産条約とは決定のプロセスが異

なるとして、事務局が結成を拒否していた。委員国が条約の履行のあり方について積極的な介入を始めたということであろう。また、関係締約国との対話については、世界遺産条約の諮問機関は前述のICOMOS、自然遺産の評価を行う国際自然保護連合（IUCN）のいずれも常置機関であるから、組織として対応することが可能である。しかし、評価機関は組織ではなく、構成員も毎年変わるので、世界遺産条約の諮問機関と同様の対話は困難であろう。無形文化遺産保護条約では、ICOMOSやIUCNのような諮問機関の権威性を排除するとともに、自らの代表による評価を行うことで、評価の政府間委員会による尊重を図ろうしてきた。今回の政府間委員会で見られたような動きは、評価機関のあり方を根本から変えることを目指すものともいえ、世界遺産条約の反省を踏まえて成立し、世界遺産条約との区別を慎重に図りながら履行されてきた無形文化遺産条約が、いわば「世界遺産条約無形版」になるかどうかの瀬戸際に立たされているように感じられた。

4. おわりに

ここでは、無形文化遺産保護に関する第11回政府間委員会での議論の概要と、議論から見出された課題について簡単に述べた。日本と現地との時差が6時間ある中、日本時間の深夜、時には早朝にまで及ぶ議論において、一部の委員国による専門性軽視の発言を多く耳にしたことは大変残念であった。一度このような議論の実績を作り、補助機関や諮問機関、政府間委員会による過去の勧告や教訓、所見をまとめた備忘録であるaide-mémoireにも掲載される状況で、ただちにこの流れを旧に復することは困難かもしれない。しかし、無形文化遺産保護条約の事務局や、今回評価機関の勧告を覆すことに主体的な役割を果たした委員国以外の多くの委員国には、無形文化遺産保護条約の原則に立ち戻るための努力を求めたい。ここで、議題10の最後に発言を許された委員国以外の締約国やNGOのメンバー、さらには、委員国の中からも「正式な手続きとかけ離れていた」「基準に沿って評価されないのは不愉快」「評価機関の専門性を重視すべき」「決議に一貫性が必要」「組織として過去の記憶を持つ事務局が活発に関与すべき」といった発言が聞かれ、会場から拍手が送られていた点は注目すべきである。専門性を重視し、無形文化遺産保護条約の理念に立ち返ろうとの意見を持つ締約国やNGOが今のところは多く存在していることの現れといえよう。また、運用指示書の改訂など、政府間委員会で採択されても、最終的には締約国総会での承認を必要とする重要事項が世界遺産委員会に比べて多く、締約国総会の権限が相対的に強いことから、政府間委員会の議決のみで関連の規則を改訂するのは難しいことも、少数の委員国のみによる意思決定に対する一定の歯止めになると期待される。

一方で、特に代表一覧表における基準R.5（無形文化遺産目録への掲載及び定期的な更新など）や、基準R.2（記載が無形文化遺産全般の重要性の認知にどう貢献するかなど）に関しては、評価機関による判断基準が締約国にわかりづらい部分があることも事実であろう。目録については、規範を示すことによって各締約国が独自性を保てなくなることへの警戒感があるとも聞く。ただ、提案案件（を構成する無形文化遺産）の名称や担い手となっているコミュニティ、法的保護の状況など、目録に不可欠な属性情報もあると思われるし、複数の具体例を示すことで行きすぎた類型化を避けられる可能性もある。Aide-mémoireは提案書作成のためには非常に有用な記録であるが、その利用方法についての

より詳細な解説も、締約国の理解を助けるためには必要であろう。委員国にことさらに言質を取られないような、評価機関の判断基準に関する十分な情報の提供を検討すべきである。

ところで、無形文化遺産保護条約の代表一覧表には、いかなる案件も特段の審査なしに記載されるとの誤解が広く存在している。しかし、記載可能なのは無形文化遺産保護条約第2条における無形文化遺産に限定され、無形文化遺産であっても、必要事項が十分な説明とともに提案書の適切な場所に記されていないければ、代表一覧表への記載が可能と判断することはできない。無形文化遺産保護制度が整備途上である締約国にとっては、登録基準に自国（の無形文化遺産）の状況を記述する提案書の作成が、無形文化遺産保護の仕組みを確認・整備する契機となる面もあり、今回の政府間委員会のような「提案書はひどい。評価機関の判断に誤りはない。しかし記載する」という発言に象徴される委員国の行動は、長期的に見て関係締約国の利益になるとは言い難い。国威発揚ではなく、無形文化遺産の多様性への認識を深めるといふ無形文化遺産保護条約の目的を広く共有するためには、日本をはじめとした無形文化遺産保護の豊富な経験を有する締約国や専門家の働きかけが不可欠である。このような活動により、一部の委員国の行動に左右されることなく、無形文化遺産保護条約を適切に履行していくことが可能となると思われる。前述の非公式なアドホック作業部会¹⁷⁾では、政府間委員会での決議のあり方についても議論されるとのことなので、あわせて推移を見守りたい。

今回、日本は「日本の山・鉾・屋台行事」として、33件もの国指定無形重要民俗文化財により構成される案件の提案・記載を成功させた。すでに代表一覧表に記載されていた2件の文化財もある中、国が主導的な役割を果たさなければ、提案書の取りまとめは不可能であったと思われる。年50件という審議案件の現状の上限のもとでは、日本にとっては今後も1年おきの提案が続くこととなる可能性が高い。国内的にも無形文化遺産保護条約や代表一覧表への関心が高まっており、官民間わずさまざまな組織が代表一覧表への記載を目指し、国などへの働きかけを行う状況もあって、提案書の作成には技術的な面にとどまらない多くの困難が伴うと思われる。今後は国内の複数案件の単一の提案書による提案のみならず、提案件数の上限適用が緩和される、複数国による提案への参加あるいは主導などの検討も必要かもしれない。一方では、繰り返しになるが、国際貢献の一環として、無形文化遺産条約のより適切な履行についての取り組みや、取り組みに関する情報発信についても、日本の専門家・関係者が積極的に行っていくことが必要なのではないだろうか。緊急事態において、無形文化遺産のコミュニティ復興に果たす役割に関する調査研究や情報発信など、未曾有の大災害を経験した日本にしかできない取り組みもある。身勝手な机上の空論ではない、実体験に基づく情報が正しく共有されるよう、筆者も含め関係者が努力すべきである。

最後に、本稿の作成にあたっては、第11回政府間委員会に参加した田井誠氏（共同通信社記者）のご協力を得た。記して感謝する。

《注》

1) UNESCO無形文化遺産保護条約ウェブサイト (<http://www.unesco.org/culture/ich/en/states-parties-00024>、2017年3月5日閲覧) に2016年6月10日現在として記載されている件数に基づく。昨年

の報告では166カ国。2016年2月以降、ギニア・ビザウ、南スーダン、セントクリストファー・ネイビス、クック諸島、タイ、東ティモール（批准が早い順）が条約を批准した。

- 2) 政府間委員会の議長を選出した選挙グループを除く。そのため、今回はグループV(a)からは副議長を選出しない。
- 3) 北アフリカのアラビア語圏を除く地域。
- 4) 2015年については7件が上限とされたが、2016年は3件となった。50件という審議件数の総数が決まっているため、50件に収めるためにこの件数は毎年見直される。
- 5) DECISION 8 COM 10
- 6) DECISION 11.COM 10.b.19
- 7) ITH/16/11.COM/10 29段落
- 8) 同上
- 9) DECISION 11.COM 10.a.6
- 10) ITH/16/11.COM/10 26段落
- 11) 運用指示書第28段落
- 12) ITH/14/9.COM/11
- 13) 二神葉子（2016）：無形文化遺産の保護に関する第10回政府間委員会における議論の概要と課題. 『無形文化遺産研究報告』、10、pp. 1-17
- 14) ビューロー会議は政府間委員会の議長、1名以上の副議長及びラポラトゥールで構成され（政府間委員会の手続規則第12.1段落）、政府間委員会の業務を調整する（同 第12.2段落）。
- 15) UNESCOのウェブサイト等でもTim Curtisと表記されることが多い。
- 16) たとえば、木曾功（2015）：『世界遺産ビジネス』、小学館新書、189pには、弱者救済の政治的配慮が挙げられている（同書97ページ）。
- 17) DECISION 11.COM 10 13段落

Topics of the Eleventh Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

FUTAGAMI Yoko

The Eleventh session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held from 28 November to 2 December, 2016 in Addis Ababa, Ethiopia. During the session, 33 elements of intangible cultural heritage (ICH) were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (hereinafter, Representative List), including Japan's nominated element "Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan." Another element, "Falconry, a living human heritage" is also remarkable in terms of the addition of five countries as State Parties concerned to an element on the Representative List. In total, the number of States Parties concerned became 18.

As for the Representative List, while the Evaluation Body recommended 19 files to be referred back to the States Parties asking for more precise information, 15 elements were inscribed on the list. Some newly-elected Committee Members had a role to play in the inscription of such a large number of elements on the list, reversing the recommendations of the Evaluation Body. These Committee Members insisted that the information requested by the Evaluation Body was obtained at the Committee from the States Parties concerned and that the nominated elements deserved inscription on the list. However, evaluation should be made only based upon information described on the nomination files submitted by the States Parties. For this reason, such supplemental information should not be taken into consideration. It seemed that some Committee Members took the most advantage of being at the Committee, as if they could make any decision, no matter whether it is consistent with the regulations, such as the Operational Directives, or not.

It is considered that the Secretariat of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and the Committee Members that keep distance from the above-mentioned member states should be more active in improving such a situation. After the discussion about the activity of the Evaluation Body, many States Parties, NGOs and even the Committee Members pointed out the problems of the decision-making processes of the Committee, saying, for example, that the procedure was far from the principles and that the professionalism of the Evaluation Body should be respected. This shows that many stakeholders took the discussion of this session very seriously. On the other hand, more detailed explanation by the Secretariat about criteria for inscription on the Representative List would be crucial in helping the States Parties prepare their

nomination files. Highly experienced States Parties on safeguarding ICH like Japan can also support such efforts to improve the implementation of the Convention. For Japan, ICH in emergency, which was one of the agenda of the Committee, is also an important theme, as it has been affected by a series of catastrophic natural disasters in these years. It should make efforts to conduct research and disseminate research results on this topic, especially the role of ICH for resilience of communities.